

閲覧用

令和2年度加美町農業委員会  
第3回定例総会議事録

令和2年6月25日（木）

加美町役場小野田庁舎 2階会議室

加美町農業委員会

---

## 令和2年度第3回定例総会 議事録

---

1 開催日時 令和2年6月25日(木) 午後1時30分～午後1時54分

2 開催場所 加美町役場小野田庁舎 2階会議室

3 出席委員(18名)

会 長	19番	三 浦	泉
会長職務代理者	18番	千 葉	連 悦
委 員	1番	星	榮 喜
〃	2番	澁 谷	幹 男
〃	3番	半 田	守
〃	4番	畠 山	義 信
〃	5番	杉 村	昭 宏
〃	6番	猪 股	弘
〃	7番	三 嶋	秀 二 郎
〃	8番	今 野	修
〃	9番	伊 藤	登 喜 子
〃	10番	板 垣	文 一
〃	11番	小 山	京 子
〃	13番	山 本	成
〃	14番	尾 形	徳 夫
〃	15番	中 村	貴 美 子
〃	16番	畠 山	智 史
〃	17番	佐 藤	と も

#### 4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第6号	非農地証明書の交付について
日程第5	報告第7号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第6	議案第11号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議案第12号	農用地利用集積計画の取消について
日程第8	議案第13号	農用地利用集積計画の審査について
日程第9	議案第14号	農用地利用配分計画(案)について

#### 5 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太田浩二
農業委員会事務局農地係長	畠山明大
農業委員会事務局主事	青砥沙織

#### 6 議事の経過及び結果

次のとおり。

---

## 第3回定例総会 議事の経過及び結果

---

〈午後1時30分 開会〉

\*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より令和2年度加美町農業委員会第3回定例総会を開催いたします。

農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく願いいたします。

\*議長（三浦泉会長） 本日の定例総会、ご出席いただきまして大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席委員は18名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日も慎重な審議をお願いいたします。

---

### 日程第1 議事録署名委員の指名

\*議長（三浦泉会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、3番 半田守委員、4番 畠山義信委員をお願いいたします。

---

### 日程第2 会期の決定

\*議長（三浦泉会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 会議書記の指名

\*議長（三浦泉会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

---

日程第4 報告第6号 非農地証明書の交付について

\*議長（三浦泉会長） 日程第4、報告第6号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。

\*事務局（畠山明大係長） 報告第6号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。

令和2年6月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

6月分の非農地証明書の交付は1件でございます。

報告書番号1

申請者 A氏 字上川原一番…番地の…

所在地 菜切谷字出羽道二番…番…の畑

現況 雑種地

面積 397㎡

昭和54年12月に農地法第5条転用許可を受け、申請者が代表取締役の、B社駐車場として使用していましたが、地目変更登記を行わないまま現在に至っているものでございます。

こちらの申請は、議案第11号農地法第5条許可申請と関連しているため、5条許可と同日で証明書を発行いたします。

[以上1件の非農地証明書交付について説明。]

\*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

\*7番（三嶋秀二郎委員） 非農地証明願の申請が多いように思いますが、農地法5条ということは所有権移転も行いますよね。所有権移転の際に、なぜ地目変更を一緒にしないのでしょうか。登記するのであれば、地目変更も一緒に行うのが当然かと思うのですが。

\*議長（三浦泉会長） では事務局。

\*事務局（畠山明大係長） 5条の申請につきましては3枚の申請書を提出することになっておりまして、1枚が農業委員会。もう一枚が所有権を譲る方。もう一枚は所有権を受ける方に渡ります。まず譲渡人が所有権移転の登記を行い、その後譲受人

が地目変更の登記をするというような流れとなっているのですが、所有権だけに移転し、譲り受けたほうは安心して、そのまま地目変更の登記を行わないということが度々あるようでございます。

\* 7 番（三嶋秀二郎委員） 所有権移転する際は行政書士の方に依頼した場合、譲受人から書類に実印をいただくわけですから、地目変更の手続きも一緒にできるのではないかと思うのですが。今回は30年も経過しておりますし、一度許可はしているので公文書の時効というものはないと思いますが、こういったことは今までも度々見受けられますので、事務局として今後指導していただきますよう宜しくお願いします。

\* 議長（三浦泉会長） 今後、事務局としても指導対策をしっかりとさせていただくよう宜しくお願いします。  
ほかに質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

\* 議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第6号を終了いたします。

---

#### 日程第5 報告第7号 農地転用許可後の工事完了報告について

\* 議長（三浦泉会長） 日程第5、報告第7号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。

\* 事務局（畠山明大係長） 報告第7号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。  
令和2年6月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。  
今月の農地転用許可後の工事完了報告は1件でございます。

報告書番号1

現場事務所用地(一時転用) 字鹿原御伊勢宮…番

面積 1,585㎡

令和2年5月29日完了

[以上1件の工事完了報告について説明]

\* 議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第7号を終了いたします。

---

日程第6 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

\*議長（三浦泉会長） 日程第6、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（畠山明大係長） 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和2年6月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

渡人 C氏 字町裏九番…番地…  
受人 B社 代表取締役 A氏 字上川原一番…番地の…  
申請地 菜切谷字出羽道二番…番  
面積 433㎡

賃貸借により駐車場の設置を行うもの

本案件は違反転用でございます。受人が平成8年7月頃から駐車場として利用し現在に至っておりますが、代替わりを考え会社の権利関係を調査したところ、違反転用が判明したものであります。12ページのとおり、受人から「始末書」の提出がございました。

申請地は、加美町役場の北約2kmに位置し、菜切谷新田集落内に介在する農地で、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

用途が運送業に係る大型車両と従業員・来客用の駐車場であり、申請地周辺においても第3種農地はなく、他に申請者が当該目的に使用することが可能な土地もないことから、許可相当と判断されるものであります。

[以上1件の許可申請について説明]

\*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、11番 小山京子委員お願いします。

\* 11番（小山京子委員） 先日6月15日、三浦会長、山本委員、尾形委員、太田局長、畠山係長、私の6名で現地を調査してまいりました。

今回の案件は悪質違反転用ではないかというようなお話がありましたが、現状として駐車場はブロックできちんと整備されており始末書の提出もあることから、話し合いの結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

\* 議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\* 議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

\* 7番（三嶋秀二郎委員） 始末書に「農地への復旧・駐車場にするための工事費用を捻出することが困難…」とありますが、現在駐車場として使用しているのですよね。そうすると、ここに記載されているのはどういうことなのでしょう。

\* 議長（三浦泉会長） では事務局。

\* 事務局（畠山明大係長） 一旦農地に復旧してから再度申請を受けた上で、また駐車場に直すという流れが筋であるところ、工事費を捻出することが困難ということで現状のまま許可申請するというところでございます。

\* 議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\* 議長（三浦泉会長） ほかに質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\* 議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。



---

日程第7 議案第12号 農用地利用集積計画の取消について

\*議長（三浦泉会長） 日程第7、議案第12号 農用地利用集積計画の取消について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（青砥沙織主事） 議案第12号 農用地利用集積計画の取消について。令和2年4月27日開催の令和2年度第1回加美町農業委員会定例総会議案第4号 申請番号1番で審査決定し、作成された農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第20条の2第2項の規定により取消しに係る決定を求められたので審議されたい。

令和2年6月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

申請番号1

渡人 D氏

E氏

F氏

受人 G氏

申請地 四日市場字荒井の田 外10筆

面積 合計17,392㎡

権利移動の種別 売買解除

売買金額 総額…万円

現地確認不能地が含まれていた為、売買を解除し計画の取消を求めるもの

[以上1件の議案について説明]

\*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） はい、18番 千葉委員。

\*18番（千葉連悦委員） ただ今の説明で現地確認不能地とありましたが、詳しくお聞かせ願えますか。

\*議長（三浦泉会長） はい、では事務局。

\*事務局（青砥沙織主事） 18ページの所在にあります四日市場字北田…番…、…番…、…番…、雑式目字羽毛…番…、…番…の5筆において現地確認が不能となっております。受人のG氏から申し出を受けたという状況でございます。

\* 18番（千葉連悦委員） 場所はわかりました。現確不能というのは、非常に荒廃していて現況がわからないのか、或いは既に農地でなくなっているのか、そのあたりはどうなっていますか。

\* 事務局（青砥沙織主事） 現況としては恐らく水路になっておりまして、当時水路にする際に登記の手続きに問題があり現確不能となったようでございます。公図などで当時の現地を確認しましたが、水路の部分にかかっている状況でございました。

—「はい」の声あり—

\* 議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

\* 7番（三嶋秀二郎委員） こちらは地籍調査でも現地確認不能地というような表示になっているのですか。それで水路と言いましたが、河川になっているのでしょうか。

\* 議長（三浦泉会長） はい、事務局。

\* 事務局（青砥沙織主事） しっかりした川というよりは水路のようなものだと思います。登記上も現地確認不能地となっております。

\* 議長（三浦泉会長） 他に質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第12号、農用地利用集積計画の取消についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\* 議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号、農用地利用集積計画の取消については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程第8 議案第13号 農用地利用集積計画の審査について

\* 議長（三浦泉会長） 日程第8、議案第13号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

\* 事務局（青砥沙織主事） 議案第13号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和2年6月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農用地利用集積の審議は、売買4件 賃貸借1件でございます。

申請番号 1

渡人 H氏  
受人 I氏  
申請地 四日市場字宿前の田 1筆  
面積 2,512 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 売買  
売買金額 総額…万円

申請番号 5

渡人 J氏  
受人 K社  
申請地 下多田川字鹿野原の田 外5筆  
面積 合計5,677 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 賃貸借(農地中間管理事業)  
借賃(賃貸借) 一反歩あたり…円

申請番号 2番から 4番の売買の案件につきましては議案書のとおりとなっております。以上5案件で、田8筆・畑2筆 面積12,059 m<sup>2</sup>  
これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上5件の集積計画について説明]

\*議長(三浦泉会長) 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長(三浦泉会長) 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第13号 農用地利用集積計画についての採決を行います。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長(三浦泉会長) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

---

日程第9 議案第14号 農用地利用配分計画(案)について

\*議長(三浦泉会長) 日程第9、議案第14号 農用地利用配分計画(案)について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局(青砥沙織主事) 議案第14号 農用地利用配分計画(案)について。このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたので審議されたい。

令和2年6月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農用地利用配分計画(案)は1件でございます。

申請番号1

渡人	K社
受人	L社
申請地	下多田川字鹿野原の田 外5筆
面積	合計5,677㎡
権利移動の種別	賃貸借
借賃	一反歩あたり…円
貸付期間	認可日から令和12年12月31日まで

[以上1件の計画案について説明]

\*議長(三浦泉会長) 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長(三浦泉会長) 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第14号 農用地利用配分計画(案)についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長(三浦泉会長) ご異議なしと認めます。よって、議案第14号 農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり決定いたしました。

\*議長(三浦泉会長) 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和2年度第3回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

〈午後1時54分 閉会〉

---

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和2年6月25日

議 長 三 浦 泉

署名委員 半 田 守

署名委員 畠 山 義 信